

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 生活保護法による指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった件 二六三
 - 生活保護法による指定介護機関の事業を休止した旨届出があった件 二六三
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件三件 二六三
 - 公金の収納の事務を委託した件 二六三
- 公 告**
- 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 二六三
 - 随意契約の相手方を決定した件 二六四
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 二六四
 - 福島県公安委員会 二六四
 - 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 二六五
 - 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 二六五
 - 福島県選挙管理委員会 二六五
 - 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 二六六

告 示

福島県告示第三百七十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
グループホームほろすい	西白河郡矢吹町北町八五	株式会社 エコ	郡山市喜久田町卸一丁目一七番地一	令和五年三月二日	認知症対応型共同生活介護

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該指定介護機関の事業を休止した旨届出があった。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	休止年月日	サービスの種類
小規模多機能型居宅介護ほろえみの里	田村郡三春町大字熊耳字神山二八七番	社会福祉法人ほろえみ福祉会	田村郡三春町大字熊耳字神山二八七番	令和五年五月一日	小規模多機能型居宅介護

(社会福祉課)

福島県告示第三百八十一号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五三
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

福島県告示第百八十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

福島県告示第百八十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン飯寺 福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西七〇七ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
意見なし。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし
- (商業まちづくり課)

福島県告示第百八十四号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を次のとおり委託した。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
ふくしま県民の森施設等使用料徴収の事務
- 二 受託者の名称及び所在地
1 名称 公益財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団
2 所在地 安達郡大玉村玉井字長久保六十八番地
- 三 徴収の事務を委託する期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで
- (森林計画課)

公 告**公告第百二十三号**

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
J A パールライ ン福島株式会社	佐藤 勝則	福島市飯坂町平野字三枚 長一番地一	令和五年四月一日

(税 務 課)

公告第124号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける令和5年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年6月9日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和5年度住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部市町村総室市町村行政課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額
56,776,856円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第1号該当

（市町村行政課）

公告第百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、南相馬市から相馬地方都市計画用途地域の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年六月九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課

（都市計画課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第62号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和5年6月9日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社田島ドライビングスクール
住所 福島県南会津郡南会津町永田字堂前2239番地
代表者の氏名 星 千津子
施設の名称 田島ドライビングスクール
施設の所在地 福島県南会津郡南会津町永田字堂前2239番地
- 2 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程 高齢者講習同等課程
- 3 認定年月日
令和5年5月31日

（運転免許課）

福島県公安委員会告示第63号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和5年6月9日

福島県公安委員会委員長 山本 真一

- 1 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社田島ドライビングスクール
住所 福島県南会津郡南会津町永田字堂前2239番地
代表者の氏名 星 千津子
施設の名称 田島ドライビングスクール
施設の所在地 福島県南会津郡南会津町永田字堂前2239番地
- 2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称
 - (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 認知機能検査同等課程
 - (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転技能検査同等課程
- 3 認定年月日
令和5年5月31日

（運転免許課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和五年六月一日現在において、次のとおりである。

令和五年六月九日

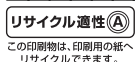
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三一、〇一九
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二九三、八六六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

福 島 市	選 挙 区	七 七、〇 四 二	選 挙 区	一 七、三 二 一
田 村 市	選 挙 区	田 村 郡	選 挙 区	

会津若松市	三二、二三六	南相馬市相馬郡飯館村	一八、二六三
郡 山 市	八九、二四八	伊達市伊達郡	二五、九〇一
い わ き 市	八八、一四九	本宮市安達郡	一〇、七五四
白河市西白河郡	二九、九九九	南 会 津 郡	六、九五二
須賀川市岩瀬郡	二五、九四八	河 沼 郡	五、九六二
喜多方市耶麻郡	一九、九七一	大 沼 郡	六、八三四
相馬市相馬郡新地町	一一、五七八	東 白 川 郡	八、四八六
二 本 松 市	一四、九四〇	石 川 郡	一〇、五七八
		双 葉 郡	一六、八二九



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷